

道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する
国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示

（平成15年9月26日）
国土交通省告示第1320号

改正 平成17年11月9日国土交通省告示第1339号
平成17年12月21日国土交通省告示第1439号
平成18年3月27日国土交通省告示第383号
平成18年8月25日国土交通省告示第979号
平成19年5月7日国土交通省告示第528号
平成19年6月29日国土交通省告示第856号
平成20年2月1日国土交通省告示第91号
平成23年3月31日国土交通省告示第337号
平成23年5月6日国土交通省告示第454号
平成24年12月27日国土交通省告示第1485号
平成25年1月31日国土交通省告示第83号
平成26年2月13日国土交通省告示第128号
平成26年3月18日国土交通省告示第342号
平成26年10月31日国土交通省告示第1057号
平成27年1月22日国土交通省告示第44号
平成27年7月10日国土交通省告示第855号
平成27年10月8日国土交通省告示第1050号
平成28年8月31日国土交通省告示第968号
平成28年10月7日国土交通省告示第1123号
平成29年2月9日国土交通省告示第90号
平成29年6月22日国土交通省告示第642号
平成30年1月31日国土交通省告示第126号
平成30年10月16日国土交通省告示第1175号
令和元年10月15日国土交通省告示第714号
令和元年12月25日国土交通省告示第947号
令和2年1月31日国土交通省告示第52号
令和2年3月31日国土交通省告示第463号
令和3年6月9日国土交通省告示第521号
令和3年9月30日国土交通省告示第1294号
令和4年1月7日国土交通省告示第10号

令和 4年 6月22日国土交通省告示第 713 号

令和 5年 1月 4日国土交通省告示第 1 号

令和 5年 3月31日国土交通省告示第 265 号

令和 5年 6月 5日国土交通省告示第 572 号

令和 5年 9月22日国土交通省告示第 969 号

令和 6年 6月14日国土交通省告示第 518 号

令和 6年 9月20日国土交通省告示第1172号

第1条 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）

第55条第1項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりする。

一 保安基準第2条、第4条、第4条の2、第6条、第8条第3項及び第4項、第9条第3項、第11条第2項、第14条、第18条第2項から第7項まで、第18条の2、第20条第4項から第6項まで、第22条第3項及び第4項、第22条の3、第22条の4、第25条第1項及び第4項、第26条、第29条第2項及び第4項、第32条第11項、第37条第1項、第37条の3第2項及び第3項、第38条の2、第40条第1項、第41条の3第1項、第43条の2、第43条の6、第43条の9、第43条の10、第44条第5項、第45条第2項、第48条の2並びに第48条の3の規定

二 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）第8条第1号、第2号、第4号及び第5号、第9条（第1号を除く。）第11条第3項第2号及び第3号、第15条第2項、第3項、第4項、第5項第5号、第9号及び第11号、第7項並びに第8項、第16条第2項第1号、第27条第1号、第39条第1項、第41条第6項第3号、第43条第2項、第45条第1項、第46条第2項、第47条第2項、第48条第1項及び第4項、第50条第1項及び第2項、第51条第2項、第53条第2項、第54条第2項、第56条第1項、第57条第1項、第58条第2項、第59条第1項及び第3項、第61条第1項及び第2項、第62条第2項、第3項、第5項、第6項、第8項及び第12項、第68条第1項第3号、第68条の2第1項、第77条第1項各号列記以外の部分、第2項第2号及び第4項第1号、第81条第1項第5号、第86条第1号、第2号、第4号及び第5号、第87条（第1号を除く。）、第89条第4項第2号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第93条第2項、第3項、第4項、第5項第5号、第9号及び第11号、第6項、第8項並びに第9項、第94条第2項第1号及び第4項、第105条第1項第1号ロ、第117条第1項、第119条第6項第3号、第121条第3項第5号、第123条第1項第3号、第124条第1項第3号、第125条第3項第1号及び第3号、第126条第1項第3号及び第4号並びに第7項第1号及び第2号、第128条第1項第3号及び第3項第4号、第129条第3項第7号、第131条第1項第3号、第132条第3項第3号から第5号まで、第134条第1項第4号、第135条第1項第2号、第136条第3項第5号、第137条第1項第3号、第3項並びに第4項第3号及び第7号から第10号まで、第139条第1項及び第3項第1号、第140条第2項、第3項、第5項、第6項、第8項及び第12項、第146条第1項第3号、第146条の2第1項、第155条第1項各号列記以外の部分、第2項第2号及び第4項第1号、第159条第1項第5号、第164

条第1号、第2号、第4号及び第5号、第165条（第1号を除く。）、第167条第4項第2号（滑り止めの溝に関する部分に限る。）、第171条第2項第3号から第5号まで、第8号、第10号及び第11号、第3項第1号（同条第2項第3号から第5号まで及び第8号の基準に係る部分に限る。）、第3号及び第6号、第4項第1号（同条第2項第4号及び第10号の基準に係る部分に限る。）、第2号、第4号及び第5号、第5項第4号、第8号及び第10号、第6項、第8項並びに第9項、第172条第4項、第5項及び第7項、第183条第1項第1号ロ、第195条第3項第2号、第197条第6項第3号、第199条第3項第5号、第201条第1項第3号、第202条第1項第3号、第203条第3項第1号及び第3号、第204条第1項第3号及び第4号並びに第7項第1号及び第2号、第206条第1項第3号及び第3項第4号、第207条第3項第7号、第209条第1項第3号、第210条第3項第3号から第5号まで、第212条第1項第4号、第213条第1項第2号、第214条第3項第5号、第215条第1項第3号、第3項並びに第4項第3号及び第7号から第10号まで、第217条第1項及び第3項第1号、第218条第2項、第3項、第5項、第6項、第8項及び第12項、第224条第1項第3号、第224条の2第1項、第233条第1項各号列記以外の部分、第2項第2号及び第4項第1号並びに第237条第1項第5号の規定

三 路線を定めて定期に運行する細目告示第77条第3項、第155条第3項又は第233条第3項の自動車であって起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ないため保安上支障がないものにあつては、第1号及び第2号に掲げる規定のほか、細目告示第77条第3項、第155条第3項及び第233条第3項の規定

四 大型特殊自動車及び小型特殊自動車にあつては、第1号及び第2号に掲げる規定のほか、保安基準第18条第1項第3号、第30条、第34条から第35条の2まで及び第44条第1項の規定並びに細目告示第12条第1項第1号（配置寸法に関する部分に限る。）、第15条第6項、第16条第2項から第4項まで、第20条第1項第2号、第41条第6項第1号、第56条第2項、第90条第1項第1号（配置寸法に関する部分に限る。）、第93条第5項第4号、第94条第2項から第4項まで、第98条第1項第2号、第119条第6項第1号、第134条第3項第4号（第128条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）、第136条第3項第1号、第3号及び第6号、第168条第1項第1号（配置寸法に関する部分に限る。）、第171条第5項第3号、第172条第2項から第4項まで及び第6項、第176条第1項第2号、第197条第6項第1号、第212条第3項第4号（第206条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）並びに第214条第3項第1号、第3号及び第6号の規定

五 次に掲げる要件に該当する軽自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる規定（これらの規定中保安基準第8条第3項、第20条第4項から第6項まで、第22条第3項及び第4項、第22条の3、第22条の4、第25条第4項、第29条第2項、第37条第1項並びに第40条第1項並びに第45条第2項並びに細目告示第93条第2項及び第3項、第117条第1項、第123条第1項第3号、第128条第1項第3号、第132条第3項第3号、第134条第1項第4号、第135条第1項第2号、第137条第1項第3号、第3項及び第4項第3号、第171条第

2項第8号、第10号及び第11号並びに第3項第1号（同条第2項第3号から第5号まで及び第8号の基準に係る部分に限る。）、第3号及び第6号、第201条第1項第3号、第206条第1項第3号、第210条第3項第3号、第212条第1項第4号、第213条第1項第2号並びに第215条第1項第3号、第3項及び第4項第3号に係る部分に限る。）のほか、保安基準第22条第1項（着席するのに必要な空間に関する部分に限る。）及び第2項（座席寸法に関する部分に限る。）、第22条の5第1項、第25条第3項、第39条第1項、第39条の2第1項並びに第43条の7並びに細目告示第89条第3項、第92条第3項、第90条第2項、第91条第2項、第92条第3項、第99条第7項及び第8項各号列記以外の部分、第100条第13項第1号イ及び第16項第1号イ、第120条第3項第1号及び第7項第1号、第137条第1項第1号の第1表のロ、第148条第3項第2号、第167条第3項、第168条第2項、第198条第3項第1号及び第7項第1号、第215条第1項第1号の第1表のロ並びに第226条第3項第2号の規定

イ 内燃機関を原動機とするものにあつては総排気量が0.125リットル以下のもの、内燃機関以外を原動機とするものにあつては定格出力が8.00キロワット以下のものであること。

ロ 乗車定員が2人以下（2個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあつては、3人以下）のものであること。

ハ 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路、高速自動車国道法（昭和32年法律79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路以外の場所のみにおいて運行の用に供するものであること。

ニ その運行に関し、地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずること。

六 専ら道路（専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所に限る。）の上を移動させることを目的として製作した小型特殊自動車であつて、当該目的に適する専用の車体を有し、かつ、次に掲げる要件に該当するものにあつては、第4号に掲げる規定のほか、保安基準第11条の2第2項並びに細目告示第91条第3項第1号ル、第132条第1項第3号、第141条第2項第1号、第146条第1項第4号、第169条第1項第1号ル、第210条第1項第3号、第219条第2項第1号及び第224条第1項第4号の規定

イ 長さが1.50メートル以下のものであり、かつ、幅が0.70メートル以下のものであること。

ロ 最高速度が10キロメートル毎時以下のものであること。

ハ 乗車定員が1人のものであること。

七 前号の自動車であつて昼間のみ運行するものにあつては、前号に掲げる規定のほか、保安基準第32条第1項及び第4項並びに第38条第1項の規定

八 第6号の自動車であつて二輪を有するものにあつては、第6号に掲げる規定のほか、

細目告示第93条第5項第6号並びに第171条第5項第5号の規定

九 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号に掲げる臨港交通施設である道路（同条第6項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）のみにいて運行の用に供する自動車であつて、次に掲げる要件に該当するものにあつては、第1号、第2号及び第4号に掲げる規定のほか、細目告示第10条第1項第1号レ、第88条第1項第1号ソ及び第166条第1項第1号ソの規定

イ 当該道路の通行について必要な港湾管理者（港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者をいう。ロにおいて同じ。）の許可、認可その他の処分を受ける見込みが十分であること。

ロ その運行に関し、地方公共団体、港湾管理者、運行の区域を管轄する警察署その他の関係者と調整した方法により、交通の安全と円滑を図るための措置を講ずること。

十 遠隔操作又は自動運行（プログラムにより自動的に運行を行うことをいう。）の技術の向上に資するために行う走行に用いられる自動車（保安基準第55条の規定を保安基準第67条の規定により準用する場合にあつては当該技術により走行させることができる原動機付自転車の開発を目的とした試験に用いられる原動機付自転車）にあつては、前各号の規定にかかわらず、保安基準第2章（第30条及び第31条を除く。）の規定

十一 災害応急対策及び災害復旧の用に供する自動車にあつては、前各号の規定にかかわらず、保安基準第2章の規定

第2条 保安基準第56条第1項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 保安基準第8条第3項及び第4項、第15条第2項、第18条第1項第2号、第2項及び第3項、第18条の2、第20条第4項から第6項まで、第22条第3項及び第4項、第22条の3、第22条の4、第25条第1項及び第4項、第26条、第29条第2項、第30条、第32条第11項、第38条の2、第40条第1項、第41条の3第1項、第43条の6、第43条の9、第43条の10、第44条第5項、第44条の2、第48条の2並びに第48条の3の規定

二 細目告示第15条第2項、第3項、第4項、第5項第5号及び第9号から第11号まで、第7項並びに第8項、第16条第2項、第20条第3項第1号及び第5号、第5項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に付属する規則をいう。以下同じ。）第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）並びに第6項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）、第41条第6項第1号、第48条第1項、第2項及び第4項、第50条第1項及び第2項、第51条第2項、第52条第1項、第53条第2項、第54条第2項、第56条第1項及び第2項、第58条第2項、第59条第1項及び第3項、第68条第1項第

3号、第69条第2項第2号、第93条第2項、第3項、第4項、第5項第5号、第9号、第10号（警報装置に関する部分に限る。）及び第11号（警報装置に関する部分に限る。）、第8項並びに第9項、第94条第2項、第98第3項第1号及び第5号、第6項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）並びに第7項（容器再試験及び容器附属品再試験に関する部分並びに協定規則第110号の規則18. 1. 8. に係る部分に限る。）、第119条第6項第1号、第126条第1項第3号及び第4号、第3項第5号から第8号まで並びに第7項第2号及び第3号、第128条第1項第3号及び第3項第4号、第129条第3項第7号、第130条第1項第3号及び第4号、第131条第1項第3号、第132条第3項第3号から第5号まで、第134条第1項第4号及び第3項第4号（第128条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）、第136条第3項第5号、第137条第1項第3号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第3項第2号から第4号まで、第4項第3号及び第7号から第9号まで、第146条第1項第3号、第147条第3項第2号、第171条第2項第3号から第5号まで、第8号、第9号（警報装置に関する部分に限る。）、第10号及び第11号、第3項第1号（同条第2項第3号から第5号まで、第8号及び第9号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）及び第3号、第4項第1号（同条第2項第4号の基準に係る部分に限る。）、第2号、第4号及び第5号、第5項第4号、第8号、第9号（警報装置に関する部分に限る。）及び第10号（警報装置に関する部分に限る。）、第8項並びに第9項、第172条第2項（第171条第2項第9号（警報装置に関する部分に限る。）及び第5項第9号（警報装置に関する部分に限る。）の基準に係る部分に限る。）、第5項及び第7項、第176条第3項第1号及び第3号、第5項及び第6項、第197条第6項第1号、第204条第1項第3号及び第4号、第3項第5号から第8号まで並びに第7項第2号及び第3号、第206条第1項第3号及び第3項第4号、第207条第3項第7号、第208条第1項第3号及び第4号、第209条第1項第3号、第210条第3項第3号から第5号まで、第212条第1項第4号及び第3項第4号（第206条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）、第214条第3項第5号、第215条第1項第3号の表のイ（自動車の後面に備える方向指示器に関する部分に限る。）、ロ及びハ並びに第3項第2号から第4号まで、第4項第3号及び第7号から第9号まで、第224条第1項第3号並びに第225条第3項第2号の規定

三 昼間のみ運行するものにあつては、第1号及び第2号に掲げる規定のほか、保安基準第32条から第37条まで、第38条及び第43条の2の規定並びに細目告示第38条第8号、第72条第1項第8号、第116条第8号、第150条第1項第8号、第194条第8号及び第228条第1項第8号の規定

四 降雨時及び降雪時以外の時のみに運行するものにあつては、第1号及び第2号に掲げる規定のほか、保安基準第45条の規定

五 保安基準第2条第2項各号に掲げる装置を備える自動車であつて、同項各号に掲げるものが、同条第1項に規定する長さ、幅及び高さから当該各号に定める突出量の範囲内で突出しているものにあつては、第1号及び第2号に掲げる規定のほか、同条の規定

六 保安基準第35条の基準に適合する前部反射器を備えるものにあつては、第1号及び第2号に掲げる規定のほか、保安基準第34条の規定

第3条 保安基準第57条第1項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一 保安基準第2条、第4条、第4条の2、第7条、第8条第3項、第18条第7項、第18条の2、第20条第4項、第25条第1項、第29条第2項、第30条、第32条第11項、第34条から第36条まで、第37条の3第2項及び第3項、第38条の2、第41条の3、第43条の2、第43条の6並びに第48条の2の規定

二 細目告示第15条第2項及び第7項、第16条第2項第1号、第41条第6項第1号、第50条第2項、第56条第2項、第59条第3項、第62条（第1項及び第10項を除く。）、第69条第2項第2号、第93条第2項及び第8項、第94条第2項第1号、第119条第6項第1号、第128条第3項第4号、第134条第3項第4号（第128条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）、第137条第4項第3号、第140条（第1項及び第10項を除く。）、第147条第3項第2号、第171条第2項第5号、第8号、第10号及び第11号並びに第8項、第172条第5項及び第7項、第197条第6項第1号、第206条第3項第4号、第212条第3項第4号（第206条第3項第4号の基準に係る部分に限る。）、第215条第4項第3号、第218条（第1項及び第10項を除く。）並びに第225条第3項第2号の規定

三 昼間のみ運行するものにあつては、第1号及び第2号に掲げる規定のほか、保安基準第32条及び第37条の規定

四 運転者の手による方向の指示の合図が自動車の車両中心線上の前方及び後方30メートルの距離から認められるもので昼間のみ運行するものにあつては、第1号から第3号までに掲げる規定のほか、細目告示第59条第3項、第137条第3項第1号から第6号まで及び第4項第7号から第10号まで並びに第215条第3項第1号から第6号まで及び第4項第7号から第10号までの規定

附 則

（道路運送車両の保安基準第55条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示等の廃止）

次に掲げる告示は、廃止する。

一 道路運送車両の保安基準第55条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成13年国土交通省告示第1089号）

二 道路運送車両の保安基準第56条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成13年国土交通省告示第1090号）

三 道路運送車両の保安基準第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成13年国土交通省告示第1091号）

附 則 （平成17年11月9日国土交通省告示第1339号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成17年12月21日国土交通省告示第1439号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成18年3月27日国土交通省告示第383号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成18年8月25日国土交通省告示第979号）

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 （平成19年6月29日国土交通省告示第856号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成20年2月1日国土交通省告示第91号）

この告示は、平成20年2月3日から施行する。

附 則 （平成23年3月31日国土交通省告示第337号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 （平成23年5月6日国土交通省告示第454号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成24年12月27日国土交通省告示第1485号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成25年1月31日国土交通省告示第83号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成26年2月13日国土交通省告示第128号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成26年3月18日国土交通省告示第342号）

この告示は、26年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年10月31日国土交通省告示第1057号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成27年1月22日国土交通省告示第44号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成27年7月10日国土交通省告示第855号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成27年10月8日国土交通省告示第1050号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成28年8月31日国土交通省告示第968号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成28年10月7日国土交通省告示第1123号）

この告示は、公布の日から施行する、ただし、第1条第5号中「並びに第39条の2第1項」を「、第39条の2第1項並びに第43条の7」に改める改正規定は、平成28年10月8日から施行する。

附 則 （平成29年2月9日国土交通省告示第90号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成29年6月22日国土交通省告示第642号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成29年6月30日から施行する。

附 則 （平成30年1月31日国土交通省告示第126号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成30年10月16日国土交通省告示第1175号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年10月15日国土交通省告示第714号）

この告示は、令和元年11月15日から施行する。ただし、第1条中保安基準の細目を定める告示第20条、第21条、第28条、第40条、第62条、第98条、第99条、第118条、第140条、第176条、第196条、第218条、第242条、第252条、第258条、第268条、第284条、別添7から別添9まで、別添78及び別添112の改正規定並びに第2条中道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第8条、第13条から第15条まで、第27条、第51条及び第71条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年12月25日国土交通省告示第947号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和2年1月31日国土交通省告示第52号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （令和2年3月31日国土交通省告示第463号）

この告示は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）の施行の日（令和2年4月1日）から施行する。

附 則 （令和3年6月9日国土交通省告示第521号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第68条の2、第146条の2及び第224条の2並びに別添91の改正規定並びに第3条中道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第52条の2の改正規定は、令和3年6月10日から施行する。

附 則 （令和3年9月30日国土交通省告示第1294号）

この告示は、令和3年9月30日から施行する。

附 則 （令和4年1月7日国土交通省告示第10号）

この告示は、令和4年1月7日から施行する。

附 則 （令和4年6月22日国土交通省告示第713号）

この告示は、令和4年6月22日から施行する。

附 則 （令和5年1月4日国土交通省告示第1号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条中道路運送車両の保安基準の細目を

定める告示第67条の6を加える改正規定、第145条の6を加える改正規定、第223条の6を加える改正規定及び別添128を加える改正規定、第2条の規定、第3条中道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第51条の6の改正規定並びに第5条の規定は、令和5年1月19日から施行する。

附 則（令和5年3月31日国土交通省告示第265号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示の廃止）

- 2 国土交通省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成17年国土交通省告示第1479号）は、廃止する。

附 則（令和5年6月5日国土交通省告示第572号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第27条第2号の改正規定、同告示第39条第3項の改正規定（同項第1号の改正規定を除く。）、同告示第68条及び第105条の改正規定、同告示第117条第4項の改正規定（同項第1号の改正規定を除く。）、同告示第183条の改正規定、同告示第195条第5項の改正規定（同項第1号の改正規定を除く。）並びに同告示別添29及び別添81の改正規定、第2条中道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示第1条の改正規定（「第27条第1項第1号」を「第27条第1号」に改める部分を除く。）、第3条中道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第18条の2及び第52条第10項の改正規定並びに第5条及び第6条の規定 令和5年6月8日
- (2) 第1条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第146条及び第224条の改正規定並びに第3条中道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第52条第11項及び第12項の改正規定 令和5年9月1日

附 則（令和5年9月22日国土交通省告示第969号）

この告示は、令和5年9月24日から施行する。ただし、第1条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第68条の2第1項の改正規定、第146条の2第2項第4号を加える改正規定、第224条の2第2項第4号を加える改正規定、別添129を加える改正規定及び別添130を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年6月14日国土交通省告示第518号）

この告示は、令和6年6月15日から施行する。ただし、第1条中道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第32条第2項、第70条の2、第110条第2項及び第3項並びに第148条の2の改

道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する

国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示【2024. 9. 20】

正規定並びに第3条中道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第54条の2第1項の改正規定及び同条第4項の次に及び第5項を加える改正規定並びに第5条の規定は、令和6年6月20日から施行する。

附 則 （令和6年9月20日国土交通省告示第1172号）

この告示は、令和6年9月22日から施行する。